

調 査 の し く み

平成 23 年工業統計調査は、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」との統合により実施されなかった。工業統計調査の調査事項については、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の中の製造業に関する調査事項にて把握している。

1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とするものである。

2. 調査の根拠

経済センサス - 活動調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」として実施している。

3. 調査の期日

平成 24 年 2 月 1 日

4. 調査の範囲

調査は、日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ・大分類 A…農業・林業に属する個人経営の事業所
- ・大分類 B…漁業に属する個人経営の事業所
- ・大分類 N…生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792…家事サービス業に属する事業所
- ・大分類 R…サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96…外国公務に属する事業所

利 用 の ま え に

1. 集計の対象

本報告書は、大分類E製造業について「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）との時系比較を可能とするために、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について集計した「平成 24 年経済センサス - 活動調査（製造業に関する確報）」の主要項目について、市独自に集計し公表するものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ・従業者 4 人以上の事業所であること

本報告書において、「平成 23 年」の数値は活動調査、「平成 22 年」の数値は工業統計である。調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、活動調査は平成 23 年 1 年間、工業統計は平成 22 年 1 年間の数値である。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成 24 年 2 月 1 日現在、工業統計は平成 22 年 12 月 31 日現在の数値である。

また、従業者、付加価値額の項目については、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、「活動調査」における産業横断的集計の結果とは異なるものとなっている。

2. 集計項目の説明

- (1) **事業所数**は、平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。
- (2) **従業者数**は、平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者から出向・派遣送出者を除いたものをいう。
- (3) **現金給与総額**は、平成 23 年 1 年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与の額との合計である。その他の給与とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金や解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などである。
- (4) **原材料使用額等**は、平成 23 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税及び内国消費税を含んだ額である。
- (5) **在庫額**は、従業者数 30 人以上の事業所を対象とし、製造品、原材料、燃料、半製品、仕掛品などで事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものである。また原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(6) **製造品出荷額等**は、平成 23 年 1 年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず・廃物の出荷額及びその他収入額（転売収入額等）の合計であり、消費税及び内国消費税を含んだ額である。

(7) **生産額**は以下の算式によっている。

$$\begin{aligned}\text{生産額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})\end{aligned}$$

(8) **内国消費税額**は、事業所で製造した課税対象の製造品に対応する納付税額又は納付すべき酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計（消費税は除く）である。また推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、その算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(9) **減価償却額**は従業者数 30 人以上の事業所を対象とし、平成 23 年 1 年間ににおける数値で、帳簿価額によって記入したものである。

(10) **付加価値額**は以下の算式によっている。

①従業者 30 人以上

$$\begin{aligned}\text{付加価値額} &= \text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} - \text{減価償却額}\end{aligned}$$

②従業者 29 人以下

$$\begin{aligned}\text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料、燃料、電力の使用額等}\end{aligned}$$

(11) **工業用地**は、従業者数 30 人以上の事業所を対象とし、平成 23 年 12 月 31 日現在の数値で、うち敷地面積は事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積を、建築面積は事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積をそれぞれいう。

(12) **工業用水**は、従業者数 30 人以上の事業所を対象とし、平成 23 年 1 年間に事業所が使用した 1 日当たりの用水量である。

3. 利用上の注意

(1) この結果報告は市の機械集計に基づいたものであり、総務省・経済産業省及び県で公表されたものと若干相違している場合がある。

(2) 本書に掲げた数値は、単位未満の四捨五入等により内訳と総数が多少符合しない場合がある。

(3) 統計中「－」は皆無または該当しないもの、「…」は不詳あるいは未集計を、「0」は単位未満を、「△」はマイナスを表す。

(4) 事業所数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合は「X」で表し、その秘匿した数字は合計に含めた。また集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、各統計表の関連から秘匿したものもある。

(5) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。また、本報告書の表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおりである。

なお、日本標準産業分類の第12回改訂（平成20年4月1日適用）に伴い、平成20年調査から新産業分類が適用されている。

中分類番号	産業中分類	略 称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄
24	金属製品製造業	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産機械
27	業務用機械器具製造業	業務機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	その他